

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十一月一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十一号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十八年七月奈良県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第九条第一項」を「第三条第一項」に改める。

第八条中「第二十四条第五項」を「第七条第五項」に改める。

第十条中「第二十七条第四項」を「第十条第三項において準用する法第六条第四項」に改める。

別表第一の一中「収容施設」を「避難所及び応急仮設住宅」に改め、同表一の1の(二)中「得難い」を「利用することが困難な」に改め、同表一の1の(三)中「仮設便所等の設置費」の下に「（以下「避難所設置費」という。）」を加え、同表二中「炊出し」を「炊き出し」に改め、同表二の1の(一)中「避難所」の下に「又は応急仮設住宅」を加え、同表三の(一)中「たい積」を「堆積」に、「若しくは船舶」を「船舶」に、「日用品等を喪失」を「生活必需品を喪失し、」に改め、同表三の(三)中「季別は」を「季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、」に改め、同表三の(三)の(1)及び(2)の表中「一人世帯」、「二人世帯」、「三人世帯」、「四人世帯」及び

「五人世帯」の下に「の額」を加え、

冬季 三月まで	夏季 四月から 九月まで
を	
冬季	夏季

に改め、同表四の1の(二)中「施術を含む。」の下に「以下同じ。」を加え、同表四の

2の(三)中「二割引」を「百分の八十」に改め、同表五中「災害にかかった者」を「被災

者」に改め、同表六中「災害にかかった」を「被災した」に改め、同表七の(一)中「全壊、全焼」を「全壊し、全焼し、」に改め、同表八の(一)中「喪失」を「喪失し、」に改め、同表十の(一)中「四囲」を「各般」に改め、同表十三中「応急救助」を「救助」に改め、同表十三の(一)の(3)中「災害にかかった者」を「被災者」に改め、同表十三の(三)中「雇傭」を「雇用」に改める。

別表第二の一中「第十条第一号」を「第四条第一号」に改め、同表二中「第十条第五号」を「第四条第五号」に改める。

第一号様式から第三号様式まで及び第五号様式中「第26条」を「第9条」に改める。

第七号様式中「第24条」を「第7条」に、「第45条」を「第31条」に、「6カ月」を「6か月」に、「5万円」を「30万円」に改める。

第八号様式中「第24条」を「第7条」に改める。

第十一号様式四面中「第27条 前条第1項の規定により」を「(都道府県知事の立第10条 前条第1項の

入検査等) に「②」を「2」に、「者から」を「者に対し」に、「取り」を「求め規定により」

」に、「③ 前2項の規定により立ち入る場合においては、予めその旨をその施設、土地、家屋又は場所の管理者に通知しなければならない。」を「3 第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。」に改め、同様第一面中「第27条」を「第10条」に改める。

第十二号様式中「第29条」を「第十二条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。